

姫路市における住宅宿泊事業の手引き

～いわゆる「民泊」を適法に行うために～

平成30年6月

姫路市保健所 衛生課

(令和7年9月22日改正)

目次

● はじめに	1 ページ
1 届出の前に確認することと届出までの流れ	2 ～ 3 ページ
姫路市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例による事業制限の概要	4 ページ
近隣住民への事前周知	5 ページ
住宅宿泊事業者の責務	6 ～ 7 ページ
2 国の規定に加えて、姫路市が条例・規則で定める届出に必要な書類	8 ページ
3 その他の法令についての注意事項	
(1) 届出住宅での飲食物の提供について	9 ページ
(2) 防火対策について	10 ページ
(3) 廃棄物の処理方法について	11 ページ
(4) 個人情報の取り扱いについて	12 ページ
● 標識について	13 ページ
● 様式	14 ～ 17 ページ

●-----●
問合せ先 姫路市保健所衛生課 環境衛生担当
〒670-8530 姫路市坂田町3番地
TEL 079-289-1633 FAX 079-289-0210
E-mail hokensho-eisei@city.himeji.lg.jp
●-----●

～はじめに～

住宅に人を宿泊させる、いわゆる「民泊」を営む場合、これまで、旅館業法に基づく許可が必要でした。平成30年度からの新しい仕組みとなる「住宅宿泊事業法」では、住宅であることを証する書類や図面等の書類を添付して届出を行うことで、年間で上限180日までの「民泊」（住宅宿泊事業）が可能となります。姫路市内で事業を行うときは、以下の姫路市のルールを確認してください。

年間180日を超えて宿泊事業を行う場合は、**旅館業法**に基づく**許可**が必要となります。

許可を取得するには、旅館業法上の基準に合わせるほか、以下の法令等に適合していることが前提となります。

- 都市計画法上の用途地域
- 建築基準法
- 消防法令

姫路市が条例で定める民泊（住宅宿泊事業）のルール

姫路市では条例及び規則で事業の実施制限や、事業者に対する一定の義務を設けています。

姫路市内で住宅宿泊事業をしようとするときは、必ず以下を確認してください。

1 届出の前に確認することと届出までの流れ（2～3ページ）

姫路市では、住宅宿泊事業の実施を条例により制限している区域がありますので、事前確認が必要です。また、届出をする前に、近隣住民へ事業の実施を周知することが条例で義務付けられています。

このように届出の前に確認しておくことや、届出をするまでの流れについて記載しています。

2 住宅宿泊事業の届出に必要な書類（8ページ）

国が定めるものに加えて、姫路市で事業をする場合に必要な書類を記載しています。

3 その他の法令についての注意事項（9～13ページ）

食事の提供やゴミ出しなどについて記載しています。

参考 民泊制度ポータルサイト

観光庁のホームページ内にある民泊制度ポータルサイトでは、住宅宿泊事業に関する解説、届出方法等や、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）、民泊制度の質問等を受け付けるコールセンターについて掲載されています。

アドレス：<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>



1 届出の前に確認することと届出までの流れ

Step.1

必要事項の確認

(国のルール)

以下の事項を確認してください（詳細は、観光庁民泊制度ポータルサイト）

設備要件	台所、浴室、便所、洗面設備があること
事業可能日数	年間で上限180日（泊）まで。 ただし、条例による規制がありますので、Step.2を確認してください。
居住要件	A～Cのいずれかに該当すること A）現に生活の本拠として居住している自宅 B）入居者の募集が行われている家屋 C）純然たる生活の本拠としては使用していない家屋（別荘や空き家であるが、少なくとも年1回以上使用されている必要があります）
安全措置	住宅の規模によって、国土交通大臣告示に基づき、安全の確保について事業開始までに必要な措置を講じてください。 ※「民泊の安全措置の手引き」を参照。（民泊制度ポータルサイト内「住宅宿泊事業法（関連法令・様式集）」ページに掲載されています。）
事業者が不在となる場合や居室の数が5を超える場合	住宅宿泊管理業務を国の登録を受けた 住宅宿泊管理業者 に委託する必要があります。 ※事業者が日中、仕事などで不在にする場合（事業者の家族が当該住宅にいたとしても）は、 不在 になる場合に該当します。 ※住宅宿泊管理業者については、国土交通省近畿地方整備局 HP を参照
住宅の登記	届出には住宅の登記事項証明書が必要です。
賃貸物件の場合	賃貸人等が住宅宿泊事業に使用することに承諾しているか確認してください。
分譲マンションの場合	管理規約で住宅宿泊事業を禁止する定めがないことを確認してください。 定めがない場合、管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを確認してください。

Step.2

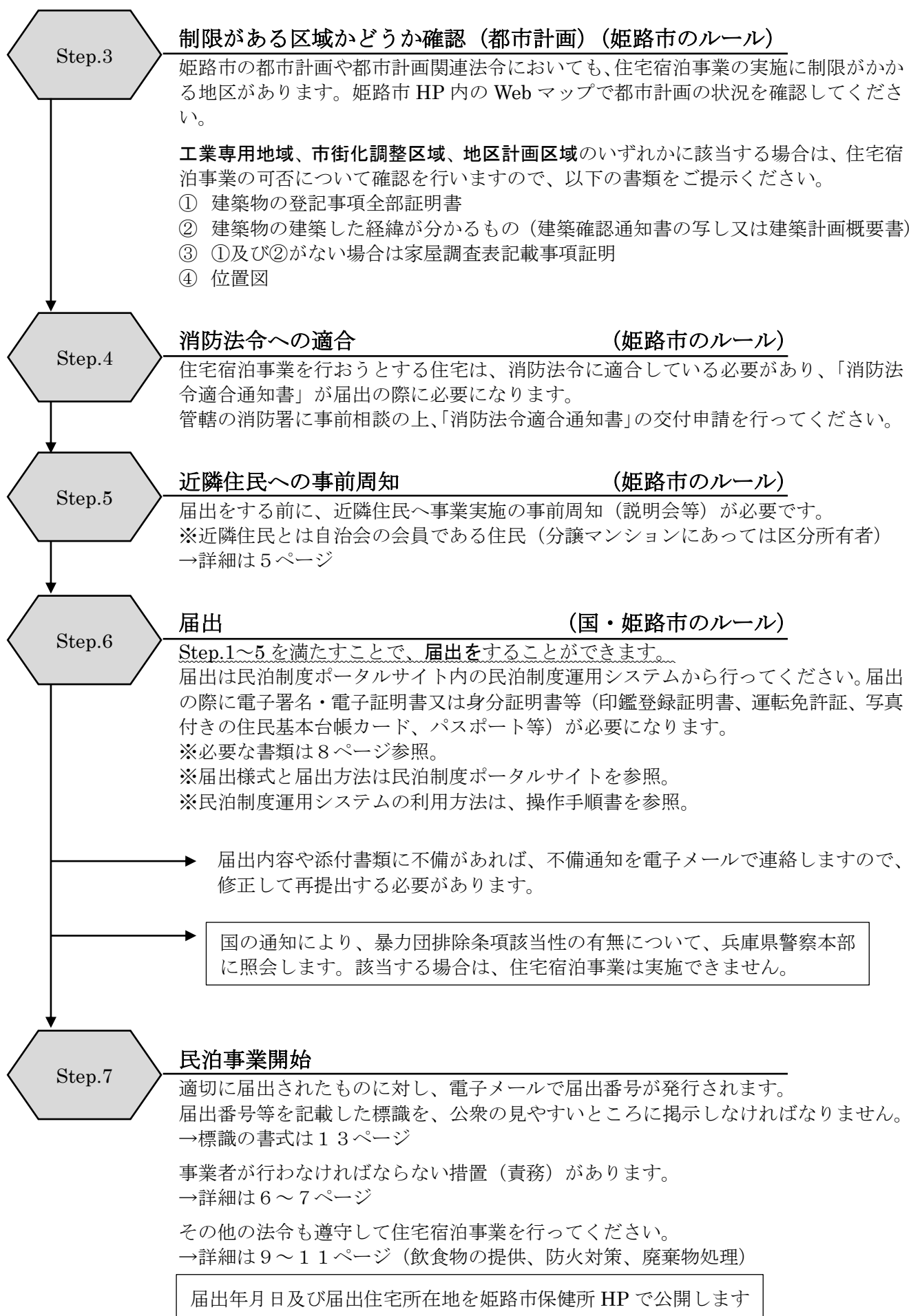
制限がある区域かどうか確認（条例）

(姫路市のルール)

姫路市では、条例により、住宅宿泊事業の実施に制限を設けています。

事業予定地が制限を受ける区域かどうか、条例を確認してください。

→詳細は、4 ページ



制限がある区域について

条例で制限を行う区域

- ① 学校、保育所、社会教育施設等の周辺100mの区域では、すべての日において、住宅宿泊事業を行うことができません。ただし、市長が別に定める区域、期間は除きます。

※学校、保育所、社会教育施設等とは

□学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

□児童福祉法に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

□姫路市が条例で規定する施設

図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館、社会教育法第5章に規定する公民館、姫路市体育施設条例に規定するスポーツ施設

□姫路市長が指定する施設

青少年の教育、育成目的とした施設（施設は姫路市の告示で指定）

□特定認可外保育施設型認定こども園

- ② 住居専用地域及び住居地域では、平日に住宅宿泊事業を行うことができません。土日や連休となる祝日には事業が可能です。

※住居専用地域及び住居地域とは、都市計画法上の「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」をいいます。

※土日や連休となる祝日の考え方（○：実施可 ×：実施不可）

I 通常の週の場合

木		金		土		日		月	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	○	○	×	×	×	×

III-1 土日に連続する祝日がある場合

木		金(祝)		土		日		月	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	○	○	○	○	×	×

II 火～木曜日に祝日がある場合

水		木(祝)		金		土		日	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

III-2 土日に連続する祝日がある場合

木		金		土		日		月(祝)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

- ③ そのほか、地域の実情に応じ、周辺住民の生活環境の悪化を防止する必要があると市長が特に認める区域 市長が定める期間（具体的区域・期間は告示で示します）

※市長が町家と認める住宅にあっては、制限の解除ができることがあります。条件等がありますので詳しくは保健所衛生課までお問い合わせください。

制限のかからない区域

平日休日問わず事業が可能です。

ただし、4月1日～3月31日の1年間において、事業実施日数の上限は180日です。

近隣住民への事前周知について

姫路市内で住宅宿泊事業を行う場合、条例により住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出をする前日までに近隣住民に対して、事業実施について事前周知をしなければなりません。

1. 事前周知の対象者

(1) 条例により必須となる者

当該自治会の会員である住民全員（全世帯）。ただし、分譲マンションの場合は、区分所有者全員。

(2) 条例に規定されていないが、周知することが望ましい者

届出住宅の立地状況等により、周知しておくことが適切と思われる住民

届出住宅が他の自治会域に隣接する場合、その自治会や必要に応じた周辺住民 等

2. 事前周知の内容と方法

手順1 住宅宿泊事業に関し、**説明義務のある事項を記載した周知の実施案内**を上記1の(1)及び必要に応じて(2)にかかる者に対して配布しなければなりません。

→様式は14ページ

手順2 事前周知の実施は、以下のいずれかの方法で行わなければなりません。

- ・近隣住民を対象とする説明会を実施する。

- ・近隣住民に戸別に訪問して説明する（案内文等を投函するだけでなく、必ず対面で説明すること）。

3. 留意事項

事前周知を行ったときに、近隣住民から意見または要望を受けたときは、これらに対し、適切かつ迅速に対応するように努めなければなりません。

意見または要望とその対応について、以下の4の報告の時に必要であるため、記録を残してください。

4. 事前周知実施状況報告

住宅宿泊事業の届出を行うときに、**近隣住民への事前周知の実施状況を記載した書面**を提出しなければなりません。

→様式は14・15ページ

住宅宿泊事業者の責務

法第5条 宿泊者の衛生の確保（省令117号、ガイドライン（法5条関係））

- ☐ 居室の床面積を宿泊者1人当たり3.3㎡以上確保すること
- ☐ 定期的な清掃及び換気を行うこと。

法第6条 宿泊者の安全の確保（省令65号第1条、ガイドライン（法6条関係））

- ☐ 避難経路を掲示すること。
- ☐ 平成29年国土交通省告示第1109号に基づき必要な措置を講じること。
※ 民泊制度ポータルサイトに掲載の「民泊の安全措置の手引き」を参照。

法第7条 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（省令65号第2条、ガイドライン（法7条関係））

- 外国語を用いて、以下の事項を明確にしておくこと。
- ☐ 設備の使用方法の案内
 - ☐ 移動のための交通手段に関する情報
 - ☐ 火災、地震その他の災害発生時の通報連絡先
 - ☐ その他、快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

法第8条 宿泊者名簿の備付け等（省令2号第7条、ガイドライン（法8条関係））

- ☐ 宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所、職業、宿泊日のほか、宿泊者が外国人である場合は、その国籍及び旅券番号を記載し、作成の日から3年間保存すること。
- ☐ 宿泊者名簿は、宿泊行為の開始までに宿泊者それぞれについて本人確認を行った上で作成することがガイドラインにより求められている。なお、その方法として、対面による方法又は対面と同等の方法（情報通信技術を活用した画像により確認する方法）とされている。

法第9条 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（省令2号第8条、ガイドライン（法9条関係））

- 宿泊者に対し、次の事項について、書面の備付けその他の適切な方法により説明すること（外国人に対しては外国語を用いて行うこと）。
- ☐ 騒音の防止のために配慮すべき事項
 - ☐ ごみの処理に関し配慮すべき事項
 - ☐ 火災の防止のために配慮すべき事項
 - ☐ そのほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

法第10条 苦情等への対応（ガイドライン（法10、36条関係））

- ☐ 周辺住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応すること。
- ☐ 深夜早朝問わず、宿泊者が滞在していない間も常時、対応すること。
- ☐ 注意等を行っても改善されないような場合は、退室を求める等、必要な措置を講じること。
- ☐ 住宅宿泊管理者に管理業務を委託している場合、周辺住民からの苦情を受け、管理者が現地に赴くまでの時間は30分を目安とすること（交通状況を勘案しても60分以内）。

法第13条 標識の掲示（ガイドライン（法13条関係））

- 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に所定様式の標識を掲げること。
- 公衆の見やすい場所とは、例えば一戸建て住宅であれば、届出住宅の門扉、玄関等の概ね地上1.2～1.8mで、公衆が認識しやすい位置が望ましい。
- 標識は、屋外に掲示するものであるため、雨風に耐久のあるもので作成又は加工することが望ましい。
- 所定の様式には届出番号を記載する欄があるため、保健所から届出番号の通知があるまでは当該標識を掲示することはできない（掲示ができない状態で営業をすることはできない）。

法第14条 姫路市長への定期報告（ガイドライン（法14条関係））

住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに毎年2、4、6、8、10、12月の15日までに、それぞれの月の前二月における次に掲げる事項を姫路市長まで報告すること（基本的に民泊制度運用システムを用いた電子報告）。

【届出住宅に人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳】

法第3条第4、5、6項 変更の届出（省令2号第5条）

届け出た内容から変更があった場合や事業を廃止したときなどは、変更があった（廃止した）日から30日以内にその旨を姫路市長まで届出をすること（基本的に民泊制度運用システムを用いた電子申請）。

法第36条、第40条 住宅宿泊管理業務の実施と定期報告（省令65号第21条、ガイドライン（法36条、法第40条関係））

法第5条から第10条までの規定は、住宅宿泊管理業者に準用し、管理業務の実施状況等を定期的に住宅宿泊事業者に報告すること。

業務改善命令（法第15条）

姫路市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

業務停止命令等（法第16条）

姫路市長は、住宅宿泊事業に関し法令又は法第15条の規定による命令に違反したときは、業務の全部又は一部の停止等を命ずることができる。

罰則規定（法第73条）

法第16条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

指導及び公表（条例第5条、第6条）

姫路市長は、事業の事前周知を行わなかった場合、条例の制限に反して事業を実施した場合は、必要な措置を講ずるよう指導することができ、指導に従わない場合は、事業者の氏名、届出住宅の所在地等を姫路市ホームページで公表することができる。

※ 法：住宅宿泊事業法 省令2号：平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号 省令第65号：平成29年国土交通省令第65号 省令117号：平成29年厚生労働省令第117号 ガイドライン：住宅宿泊事業法施行要領

2 住宅宿泊事業の届出に必要な書類

公官署が証明する書類は、届出日前 3 ヶ月以内に発行されたものとする。

		届出者が法人の場合	届出者が個人の場合
国 が 法 令 で 定 め る 必 要 書 類	1	定款又は寄附行為	届出者が未成年であって、その法定代理人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
	2	登記事項証明書	
	3	役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（姫路市に本籍がある場合：市役所 1F 証明交付センター、支所、サービスセンター、オンライン申請等）	届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（左記に同じ）
	4	住宅の登記事項証明書	
	5	入居者の募集が行われている家屋の場合、入居者募集の広告その他それを証する書類	
	6	随時その所有者、賃借人又は転借人の住居の用に供されている家屋の場合、それを証する書類（例えば、別荘、セカンドハウス等として、少なくとも年 1 回の使用が確認できるものとして、電気ガス水道等の使用料が記載されたもの、また当該住宅へ出向いていることが分かるものとして、交通機関の領収証、周辺物販店等のレシートなど）	
	7	次の事項を明示した住宅の図面 (1) 台所、浴室、便所、洗面の位置 (2) 住宅の間取り、出入口 (3) 各階の別 (4) 居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積	● (1)～(4)の要件が明示されていれば、手書き図面であっても可。 ● 必要に応じて、非常用照明器具の設置場所を明示するなど、法第 6 条に基づく安全措置の実施内容が分かる図面とすること
	8	賃借人の場合、賃貸人が住宅宿泊事業に使用する旨を承諾したことを証する書類※	
	9	転借人の場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業に使用する旨を承諾したことを証する書類※	
	10	分譲マンションの場合は、管理規約の写し	
	11	管理規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意志がないことを確認したことを証する書類【ガイドライン：様式 C】	
	12	管理業務を管理業者に委託する場合は、法第 34 条に基づき、住宅宿泊管理業者が交付した管理委託契約に関する書面の写し	
	13	欠格事項に該当しないことを誓約する書面【ガイドライン：様式 A（法人用）、様式 B（個人用）】	
姫路市が 条例・規則で 定める 必要書類	14	近隣住民に対する事前周知の実施状況を記載した書面【市 第 1 号様式】 事前周知の案内文を添付【市の参考様式参照】	民泊制度運用システムによる電子申請の際、「その他の添付書類 1～5」にアップロードしてください。 アップロードは 5 つまでの書類しかできませんので、必要に応じて複数の書類を 1 ファイルにまとめてアップロードしてください。
	15	届出住宅の所在地等に関する調書【市 第 2 号様式】	
	16	届出住宅の敷地の周囲 200 メートル以内の区域の現況を明らかにした図面	
	17	消防法令適合通知書	
	18	国土交通大臣が定める宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置が講じられていることを証する書類【市 第 3 号様式】	
	19	その他市長が必要と認める書類 住民票又は個人番号カードの写し等 （届出者が個人である場合）	
	(20)	その他市長が必要と認める書類 必要に応じて添付をお願いする書類があります。（法人の場合、役員一覧表等）	

※ 特定書式なし。国交省の「賃貸住宅標準契約書」の転貸承諾書（例）等を参考のこと。

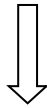
ガイドラインは、民泊制度ポータルサイト参照。（民泊制度ポータルサイト内「住宅宿泊事業法（関連法令・様式集）」ページに掲載されています。）

3 その他の法令についての注意事項

(1) 届出住宅での飲食物の提供について

宿泊者に調理をして飲食物を提供する場合は、
食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

宿泊者自ら台所を使って調理する場合は、
飲食店営業の許可は不要です。



届出住宅で飲食店営業の許可を取得するには

- ❑ 宿泊者に提供する飲食物を調理する専用の台所が必要となります。
- ❑ 家庭用の台所と許可を取ろうとする調理場の兼用はできません。
- ❑ 食品衛生法に基づく施設基準等に適合していなければなりません。

<問合せ先>

姫路市保健所衛生課 ☎ 079-289-1633 (食品衛生担当)

出火防止対策

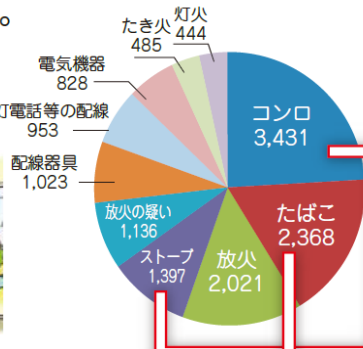
出火を防止することは、防火安全対策の基本です。

本ページを参考にして施設の状況に応じた出火防止対策を講じるとともに、利用者への宿泊時の注意事項を作成し、居室内に掲示しましょう。

建物火災の主な出火原因である「コンロ」「ストーブ」「たばこ」に対する出火防止対策を講じましょう。

建物火災の主な出火原因

出典：平成27年版消防白書（総務省消防庁）



1 火気使用器具に対する注意喚起

コンロなどの調理器具やストーブなどの暖房器具といった火気使用器具は、適切に取り扱わないと火災に至る危険性があります。備え付けの火気使用器具の特性を踏まえて、不適切な取り扱い事例や注意事項を具体的に示し、注意喚起しましょう。

《注意喚起事項の例》

- 火気使用器具に燃える物を近づけない
- 調理している間はその場を離れない
- 備え付けの鍋などの調理用品以外を使用しない

※民泊に火気使用器具を設置するときは、安全装置が搭載されたものにしましょう。



- ・ストーブの近くに燃える物を近づけない
- ・給油が必要な時は緊急連絡先に連絡
- ・調理中はコンロから離れない

2 喫煙ルール徹底

たばこの不始末により火災に至る危険性があります。喫煙の可否や喫煙時のルールなどを具体的に示しましょう。

- 室内禁煙、ベランダ喫煙禁止
- ベッドでの喫煙禁止
- 灰皿は水の入ったものを使用

※寝具などは防災性能のある製品にして、たばこ火災のリスクをなくしましょう。



OR



喫煙OK
Smoking Place



・灰皿には水を入れる



・吸い殻は貯めない
・吸い殻をゴミ箱に捨てない
(所定の吸い殻入れに入れる)

3 消火器などの設置場所と使用方法の説明

火災が小さければ、消火器による初期消火が有効です。宿泊前に、民泊利用者に対し消火器の設置場所と使用方法を理解できるように説明しましょう。また、屋内消火栓設備が設置されている場合は、その使用方法も説明しましょう。

※すぐに初期消火を行えるよう、民泊に消火器などを設置しましょう。



キッチンに来たら、調理器具周辺から火災が発生していた！



天井まで火は届いていません。まだ消すことができそうです。



火元に向けて消火剤を放出します。火が消えたら、ガスの元栓を閉めます。

お問い合わせ先

消防局予防課 079-223-9545
姫路西消防署 079-294-0119
網干消防署 079-273-0119

姫路東消防署 079-288-0119
飾磨消防署 079-233-0119
中播消防署 0790-23-0119

（３）廃棄物の処理方法について

住宅宿泊事業により届出をされた**住宅の滞在者が出すごみ**は、住宅宿泊事業者（届出をして住宅宿泊事業を営む者）が排出責任を有する「事業系のごみ（事業所から出るごみ）」となり、家庭ごみのごみステーションには出すことはできません。

「事業系のごみ」は、法律で「**自らの責任において適正に処理する**」ことが義務付けられています。

よって、排出事業者（住宅宿泊事業者）の責任において分別のうえ、廃棄物運搬許可業者に依頼するなど適正に処理を行っていただきますようお願いいたします。

住宅宿泊事業者の皆様におかれましては、地域の生活環境保持に留意し、周辺地域の住民から苦情等やトラブルが発生しないよう、適切な対応をお願いいたします。

ごみステーション等に事業系のごみを不法に投棄した場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反）、5年以下の懲役若しくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金に処し、またはこれを併科する。（第25条・第32条）

『ごみの分別方法について』

具 体 的 な 内 容	区 分	収 集 運 搬	処 分
残飯、紙くず、野菜くず、コーヒーかす、タバコの吸殻、茶殻、割り箸、使用済みのティッシュ、紙オムツ、薬（錠剤・カプセルなど）など	一般廃棄物 （事業系）	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託または自己搬入	市の美化センター
弁当容器・カップ麺容器・菓子袋・発泡スチロールなどのプラスチック類、缶・びん・ペットボトル、ガラス・陶磁器類、金属類など	産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬許可業者に委託または自己搬入	産業廃棄物処分業者

※処理費用は、住宅宿泊事業者の負担となります。

- 上記の区分を踏まえて住宅宿泊事業者において、ごみの分別を行ってください。また、滞在者に分別がわかるような表記、イラストによる表示をしてください。
- 排出されたごみを集積・保管する場所については、一般廃棄物・産業廃棄物が混ざらないように区分してください。
- 許可業者の情報は、姫路市のホームページ中の一般廃棄物の許可業者については、「リサイクル課」、産業廃棄物の許可業者については、「産業廃棄物対策課」のページでご確認ください。

【問合せ先】

環境局美化部リサイクル課

☎ 079-221-2404

環境局美化部産業廃棄物対策課

☎ 079-221-2405

(4) 個人情報の取り扱いについて

1 基本的な考え方

姫路市では、住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び住宅宿泊事業者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、情報を取得します。取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2 取得する情報の範囲

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出、同法第3条第4項の規定による変更の届出、同法第3条第6項の規定による廃棄等の届出及び同法第14条の規定による日数等の報告のために提出された書面に記載された情報とします。

3 利用目的

- (1) 取得した情報は、以下の利用目的に従い、住宅宿泊事業法に基づく事務の処理等のために利用・提供します。
 - (ア) 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
 - (イ) 住宅宿泊事業者に対する諸連絡のため。
 - (ウ) 住宅宿泊事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
 - (エ) 今後の施策立案の参考とするため。
 - (オ) 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（庁内関係部署、消防署、警察等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。
 - (カ) 住宅宿泊事業の実施等に関する情報をホームページ等において提供を行うため。
- (2) 取得した情報は、健全な制度普及を図るため、民泊制度運営システムに登録し、観光庁に提供します。観光庁は、取得した情報を以下の利用目的に従い利用、提供します。
 - (ア) 住宅宿泊事業法第20条の規定により、外国人観光客の宿泊に関する利便の増進を図るため、外国人観光客に対する住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報をホームページ等において広く提供を行うため。
 - (イ) 事業者及び周辺住民等の関係者からの住宅宿泊事業に関する問合せ等に対応するため。
 - (ウ) 今後の施策立案のため。
 - (エ) 住宅宿泊事業等の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（厚生労働省、国税庁等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

4 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。

5 個人情報等の取扱いの委託

取得した個人情報等は、前記3の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

6 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

<問合せ先>

姫路市保健所衛生課 ☎ 079-289-1633（環境衛生担当）

標識について

(民泊制度ポータルサイトに電子データがあるので参照して下さい)

第四号様式（第十一条関係）

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

住宅宿泊管理業務を自ら行う場合
 家主居住型

第五号様式（第十一条関係）

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

住宅宿泊事業者の生活の本拠となる住宅と、届出住宅が同一の建物内若しくは敷地内にあるなどで、住宅宿泊管理業務を自ら行う場合

家主居住型となるが、家主が隣接地等に居住しているもの

第六号様式（第十一条関係）

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

住宅宿泊管理業務を委託する場合
 家主不在型

事業者は、事業の形態に応じて、第4号から第6号のいずれかの標識を公衆の見やすい位置に掲げる必要があります。

【注意事項】

姫路市内の施設で事業を行う場合は、標識の「〇〇県知事」が「姫路市長」となります。

住宅宿泊事業について近隣住民事前説明会等の開催のお知らせ

〇〇各位

以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、以下のとおり事前周知を行います。

〇月〇日〇時～ 〇〇〇にて説明会を行いますので、ご参加のほどお願いします。
事前説明会に参加ができない方で、ご意見等がありましたら、〇月〇日までに文書にてご提示下さい。
〇月〇日～〇月〇日にかけて、〇時頃から戸別訪問にて説明を行いますので、よろしくお願いします。
訪問時にご不在の方で、ご意見等がありましたら、〇月〇日までに文書にてご提示下さい。

住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名、住所及び連絡先 (法人である場合はその代表者氏名)	
未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、住所及び連絡先	
住宅宿泊事業の用に供する住宅の所在地	
騒音の防止のために配慮すべき事項	(法第9条第1項関係 ガイドラインを参考に記載すること)
ごみの処理に関し配慮すべき事項	(法第9条第1項関係 ガイドラインを参考に記載すること)
火災の防止のために配慮すべき事項	(法第9条第1項関係 ガイドラインを参考に記載すること)
住宅宿泊事業の開始予定年月日	
事業実施期間	
宿泊者の本人確認方法	
苦情及び問合せの連絡先	
住宅宿泊管理業務を委託する場合は、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先	
以上に掲げる事項に変更があった場合の周知方法	
その他	

近隣住民事前周知報告書

（あて先）姫路市保健所長

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては名称及び代表者名） ☎ （ ） —	届出住宅の所在地
---	----------

姫路市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第2条第1項の規定により、住宅宿泊事業を営むことについて近隣住民に事前周知を行いましたので報告します。

自治会又は管理組合等	名 称	
	代 表 者	
	代表者連絡先	
	世 帯 数	
近隣住民への周知状況	事前書面配布日	
	事前書面配布数	
	説明会	開 催 日
		実施場所
		参加者数
	戸別訪問	訪 問 日
		訪問戸数
	周 知 内 容	☐ 事前に配布した書面（第2号様式）を添付 （当該書面と説明時の内容が異なる場合は、別に修正したものを添付） ☐ 第2号様式に記載した以外のことについて、追加で説明を行った場合は、その内容を記載した書面を添付
	近隣住民の理解状況	
	近隣住民からの意見又は要望の内容	
	上記意見又は要望への対応内容	

※ その他説明会等で使用した資料等、参考となる書面があれば添付すること。

届出住宅の所在地等に関する調書

（あて先）姫路市保健所長

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） ----- 氏名（法人にあっては名称及び代表者名） ----- ☎ （ ） —	届出住宅の所在地
---	----------

	条例第4条第1項 による制限区域	該当の 有無	制限緩和 の有無	地域、施設等の名称	指導状況
事業 制限 の有無	第1号	有・無	有・無		☐ 指導（ / ）
	第2号	有・無	有・無		☐ 指導（ / ）
	第3号	有・無	有・無		☐ 指導（ / ）
そ の	井水使用の有無 ----- 有の場合、飲用可能であるための措置等を記載	有・無			☐ 指導（ / ）
	食事提供の有無 ----- 有の場合、食事の提供範囲と飲食店営業の許可 取得（申請）状況を記載	有・無			☐ 指導（ / ）
他	管理業務委託の有無 ----- 有の場合、管理業務従事者の配置場所（住所） 及び届出住宅までの移動方法及び所要時間を記 載	有・無			☐ 指導（ / ）

※ 太枠部分を記載し、該当しない箇所は斜線を引くこと。

住宅宿泊事業の安全措置に関するチェックリスト

（宛先）姫路市保健所長

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては名称及び代表者名） ☎ （ ） —	届出住宅の所在地
---	----------

住宅宿泊事業法第6条の規定に基づき、国土交通大臣が定める宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置が講じられていることを、次のとおり確認しました。

届出住宅の条件等	建て方について		規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A)	一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積50㎡以下	☐			
			2) 上記以外		☐		
	B)	共同住宅、寄宿舎	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積50㎡以下			☐	
2) 上記以外						☐	
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置（①～⑦）をチェック							
安全の措置	告示第一（非常用照明器具）						
	①	非常用照明器具が設置されている		☐	☐	☐	☐
	告示第二第一号（防火の区画等）						
	②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない		☐	☐	☐	☐
		複数グループが複数の部屋室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている		☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号イ						
	③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている		☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ロ						
	④	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、届出住宅が主要構造部を耐火構造又は準耐火構造等とした建築物である		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の第5第1項に規定されているとおり不燃化されている		☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ハ						
	⑤	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡（地下の階にあっては100㎡）以下		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である（対象階： ）		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、階の廊下（3室以下の専用のものを除く）の幅が、両側に居室がある廊下にあっては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2m以上である（対象階： ）		☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ニ						
	⑥	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満		☐	☐	☐	☐
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である		☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ホ						
⑦	(1) 宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない		☐	☐	☐	☐	
	(2) 届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、堅穴部分と堅穴部分以外の部分とを間仕切壁等で区画している		☐	☐	☐	☐	
	上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である		☐	☐	☐	☐	

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在（法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。）とならない場合